

II 群馬県の公営企業について

第1 公営企業の概要

1. 公営企業及び地方公営企業の概要

公営企業とは、地方公共団体の行う企業（地方財政法第5条第1項第1号）であり、当該企業が行う次の事業がこれに該当する（地方財政法施行令第46条）。

- ① 水道事業
- ② 工業用水道事業
- ③ 交通事業
- ④ 電気事業
- ⑤ ガス事業
- ⑥ 簡易水道事業
- ⑦ 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- ⑧ 病院事業
- ⑨ 市場事業
- ⑩ と畜場事業
- ⑪ 観光施設事業
- ⑫ 宅地造成事業
- ⑬ 公共下水道事業

上記の事業の経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴い収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされている（地方財政法第6条）。

更に、これらの公営企業のうち、水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業及びガス事業については、地方公営企業法の規定の全部が適用され、病院事業については、同法の財務規定等が適用される。

これらの地方公営企業法が適用される事業は、地方公営企業と呼ばれ、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされている（地方公営企業法第3条）。

また、公営企業には、地方自治法その他地方公共団体に関する法令の他、それぞれの事業法も適用となる。例えば、以下のとおりである。

下水道事業……………下水道法（昭和33年法律第79号）
水道事業……………水道法（昭和32年法律第177号）
工業用水道事業……工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）
電気事業……………電気事業法（昭和39年法律第170号）

なお、地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならないとされており（地方公営企業法第4条）、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則またはその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程を制定することができる（地方公営企業法第10条）。

2. 地方公営企業の経理

地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うのが原則である（地方公営企業法第17条本文）。公営企業も企業であることから独立採算制が原則となるが、一方で公共的必要性から採算に合わない業務も実施せざるを得ない場合もある。このため、①その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとし（地方公営企業法第17条の2第1項）、それ以外の経費については、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てるものとしている（同条第2項）。

3. 地方公営企業の会計制度

地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度によるが、企業会計が適用となるため、官公庁会計には見られない特徴がある。例えば、官公庁会計は一般会計及び特別会計ともに現金主義会計を採用しているのに対し、地方公営企業会計では、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益をその発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って整理しなければならないとされており、発生主義会計を採用している（地方公営企業法第20条第1項、第2項）。

さらに、地方公営企業は、毎事業年度終了後2か月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、貸借対照表、損益計算書等を作成しなければならない（地方公営企業法第30条第1項、第7項）。

第2 群馬県の公営企業の概要

地方財政法の適用対象事業として群馬県で行われている地方財政法施行令第46条第1項各号の事業は、次のとおりである。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 四 電気事業
- 八 病院事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業（群馬県では流域下水道事業）

群馬県では、地方公営企業法の対象となる公営企業については、「群馬県公営企業の設置等に関する条例」（以下「条例」という。）において次のとおり定めている。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、県の経営する企業（病院事業を除く。以下「公営企業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公営企業の設置）

第二条 県は、公営企業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 電気事業
- 二 工業用水道事業
- 三 水道事業
- 四 団地造成事業
- 五 自動車駐車場事業

（経営の基本）

第三条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

また、条例に定める5事業の管理者として、地方公営企業法第7条但し書の規定に基づき、1名の企業管理者が置かれ、企業管理者の権限に属する事務を処理する組織として企業局が置かれている（条例第10条、第11条）

さらに、群馬県では、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、「群馬県病院事業の設置等に関する条例」により病院事業についても同法の財務規定等に限らず全部を適用し、病院管理者及び病院局が置かれている。

これにより、群馬県の地方公営企業法の適用対象となる公営企業は、条例に規定されている5事業及び病院事業であり、流域下水道事業は、地方公営企業法の適用対象外の

公営事業となっており、地方財政法第6条に基づき流域下水道事業費特別会計において群馬県財務規則等に則って運営されている。

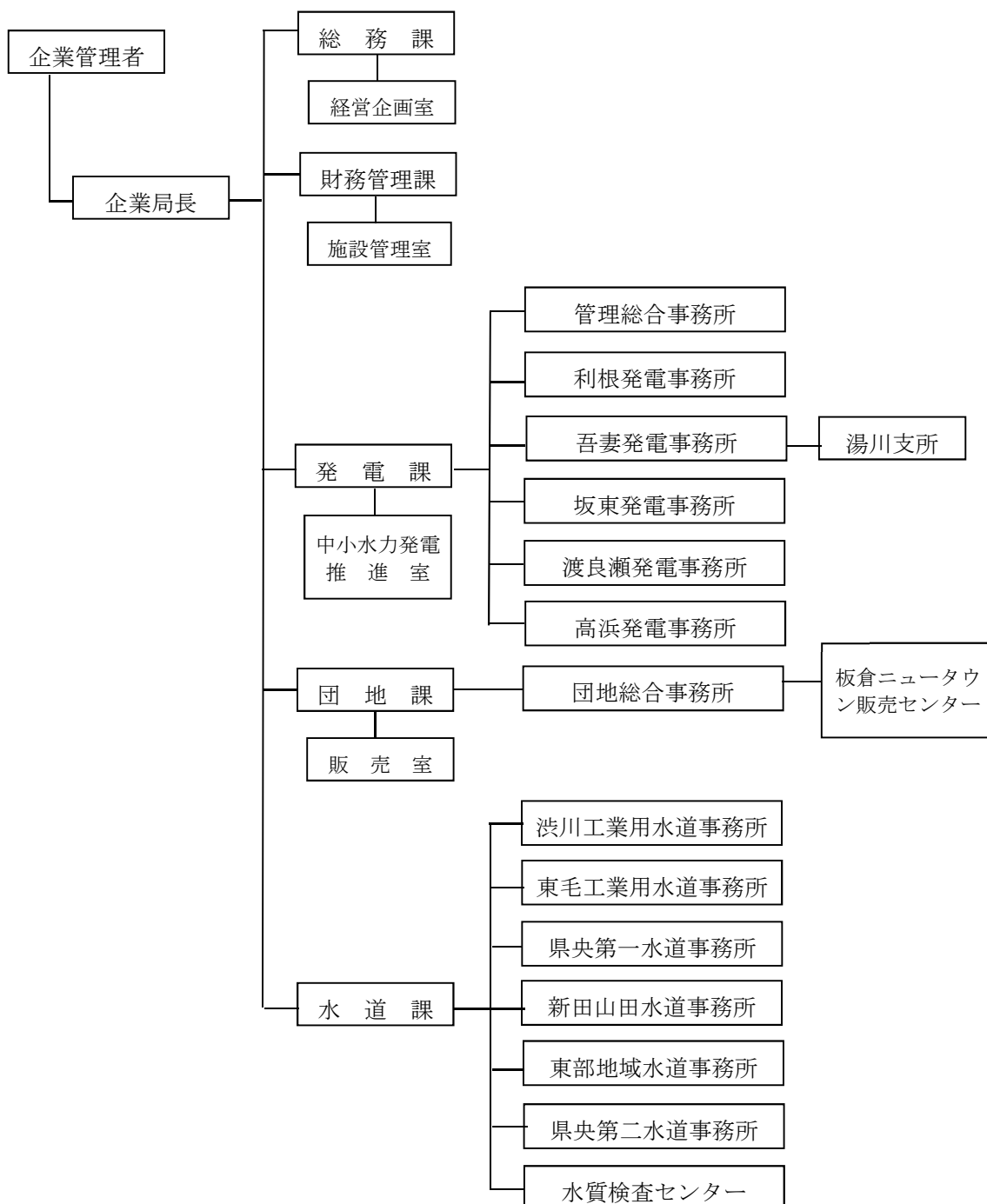
なお、今回の監査では、上述のとおり、これら事業のうち、電気事業、工業用水道事業、水道事業及び流域下水道事業について対象とした。

第3 群馬県企業局の所管する地方公営企業について

1. 群馬県企業局の概要

(1) 組織について

群馬県企業局（以下「企業局」という。）では、電気事業、工業用水道事業、水道事業、団地造成事業及び駐車場事業を次のとおり、企業管理者、企業局長及び5課、4室、13事務所、1支所、2センターに所属する総勢316名（平成23年4月1日現在・非常勤嘱託員を含む）からなる組織により実施している。



電気事業は、発電課、管理総合事務所及び5発電事務所が所管し、工業用水道事業及び水道事業は、水道課、2工業用水道事務所、4水道事務所及び水質検査センターにより所管されている。

なお、平成23年度までは工業用水道施設の運転管理、契約、購買その他の事務については、管理総合事務所が所管していたが、管理総合事務所のシステムの更新を機に、東日本大震災後の危機管理対応も考慮して、平成24年度から各工業用水道事務所に移管されている。

事業を直接所管する発電課、団地課及び水道課以外に間接部門として総務課及び財務管理課（施設管理室を除く）が設置され、次のとおり経営管理の機能の一部を担っている。

群馬県企業局組織規程に基づき、総務課では、総務係に公営企業の総合調整、規程等の管理、人事給与等、財政係に予算、企業債及び他会計長期借入金、県議会に関すること、総務課内の経営企画室には経営分析、経営戦略、経営改革、重要施策の企画及び調整、その他の事務等が分掌されている。

財務管理課では、経理係に収入支出審査及び決算、現金、預金及び有価証券の出納保管、資金計画、資金運用及び一時借入金に関する事務等が、管財係に固定資産原簿の管理等が分掌されている。

（２） 人員の状況

企業局の平成10年度以降の職員数の推移は次のとおりであり、減少傾向が続いている。

企業局職員数の推移

(単位：人)

年度	正規職員	職 種 別 内 訳											非常勤嘱託員
		事務	電気	機械	職訓	土木	建築	化学	薬剤	林業	技昇	技労	
10	399	103	109	11		126	1	6	10	1	31	1	49
11	396	103	109	11		125	1	6	10	1	29	1	50
12	391	104	105	12		123	1	5	11		29	1	47
13	375	102	103	12		115		5	11		26	1	23
14	352	97	101	12		104		4	11		22	1	27
15	334	92	97	12		99		3	9		22		29
16	326	86	97	12		98		3	9		21		26
17	317	81	96	11		98		3	9		19		26
18	306	75	96	11		95		2	9		18		26
19	298	74	89	11		97		2	9		16		23

20	301	76	88	11	2	101		2	9		12		24
21	295	73	88	11	1	100		2	9		11		23
22	289	72	89	10	2	97		2	10		7		24
23	285	71	90	9	1	99		2	9		4		30

(注) 企業管理者1名は含まない。

正規職員は、平成10年度の399名から平成23年度の285名へ114名減少している。内訳は事務職32名、土木、技昇が各27名、電気19名及びその他9名の減少となっている。平成10年度以降の土木建築関連施設の建設件数の減少及び管理総合事務所への事務の統合その他の効率化の結果と推測される。

(3) 規程類の整備状況

企業局は、知事部局から独立した組織であることから、独自に規程等の整備を行っている。企業局の業務に関する主な規程等は次のとおりである。

- 群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和44年12月20日）条例第57号
- 群馬県企業局組織規程（昭和50年4月1日）企業管理規程第2号
- 群馬県企業局処務規程（昭和33年10月28日）電気事業管理規程第6号
- 群馬県企業局職務権限規程（昭和50年4月1日）企業管理規程第3号
- 群馬県公営企業職員定数条例（昭和40年3月31日）条例第22号
- 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年10月2日）条例第44号
- 群馬県企業職員の給与に関する規程（昭和42年2月21日）企業管理規程第1号
- 群馬県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和33年10月28日）電気事業管理規程第4号
- 群馬県企業局財務規程（昭和39年10月22日）企業管理規程第5号
- 群馬県企業局の資産単位物品表（昭和42年5月12日）公営企業訓令甲第1号
- 群馬県工業用水道条例（昭和58年3月18日）条例第9号
- 群馬県工業用水道条例施行規程（昭和40年月18日）企業管理規程第11号
- 群馬県水道用水料金徴収条例（昭和58年3月18日）条例第9号
- 群馬県水道用水供給規程（昭和58年3月18日）企業管理規程第3号

(4) 財務の状況

企業局では、それぞれの事業ごとに決算を行っている。

企業局の平成23年度の事業ごとの決算概要は以下のとおりである。なお、企業局を概観することを目的としていることから、各事業で異なる勘定科目については適宜統合、変更して表示している。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	電気	工水	水道	団地	駐車場	相殺	合計
資産の部							
事業資産	-	-	-	43,745	-	-	43,745
固定資産							
有形固定資産	29,369	20,701	55,631	2,924	3,485	-	112,112
無形固定資産	1,228	4,269	18,209	1	0	-	23,708
賃貸用不動産	-	-	-	7,370	-	-	7,370
事業外固定資産	2,099	-	-	506	-	-	2,605
固定資産仮勘定	730	3,775	5,182	-	-	-	9,688
投資	11,267	-	4,815	4,175	-	△8,513	11,744
固定資産計	44,695	28,746	83,839	14,977	3,485	△8,513	167,229
流動資産							
現金預金	23,326	1,720	7,522	5,905	22	-	38,498
未収金	619	208	569	20	59	-	1,477
その他	23	-	-	110	-	-	133
流動資産計	23,969	1,929	8,091	6,035	82	-	40,108
資産合計	68,664	30,675	91,931	64,758	3,567	△8,513	251,083
負債の部							
固定負債							
他会計借入金	-	1,350	-	302	-	△1,652	-
引当金	3,059	907	3,220	20,956	34	-	28,178
その他	-	-	342	2,448	-	-	2,790
固定負債計	3,059	2,257	3,562	23,706	34	△1,652	30,968
流動負債							
未払金	470	161	256	578	43	-	1,510
未払費用	891	0	0	1	0	-	893
預り金	13	0	1	1	0	-	16
その他	-	-	-	112	-	-	112
流動負債計	1,375	162	258	694	43	-	2,534
負債合計	4,435	2,419	3,821	24,401	77	△1,652	33,502
資本の部							

資本金							
自己資本金	52,101	3,101	31,532	31,585	-	-	118,321
借入資本金							
企業債	3,241	10,505	24,891	4,020	-	-	42,657
他会計借入金	-	1,970	1,860	2,180	849	△6,861	-
借入資本金計	3,241	12,476	26,752	6,200	849	△6,861	42,657
資本金計	55,342	15,577	58,285	37,785	849	△6,861	160,979
剰余金							
資本剰余金	4,047	10,736	27,712	1,260	2,641	-	46,398
利益剰余金	4,838	1,940	2,112	1,311	-	-	10,203
剰余金計	8,886	12,677	29,824	2,571	2,641	-	56,601
資本合計	64,229	28,255	88,109	40,357	3,490	△6,861	217,580
負債・資本合計	68,664	30,675	91,931	64,758	3,567	△8,513	251,083

(注) 端数処理のため各区分の合計と計・合計の数値は一致しない。記載単位未満の金額がある場合には「0」、該当金額がない場合には「-」と記載している。以下各表において同じ。

【損益計算書】

(単位：百万円)

	電気	工水	水道	団地	駐車場	合計
営業収益	7,038	1,902	6,430	2,372	120	17,865
営業費用	6,299	1,338	4,836	2,785	115	15,376
営業利益	738	564	1,593	△412	4	2,489
営業外収益	67	180	25	26	0	299
営業外費用	186	289	730	15	5	1,227
経常利益	619	455	889	△402	-	1,562
特別利益	106	453	-	1,296	-	1,856
特別損失	100	-	-	894	-	994
当期純利益	626	908	889	-	-	2,424
前年度繰越利益剰余金	-	-	-	-	-	-
当年度未処分利益剰余金	626	908	889	-	-	2,424

なお相殺は、企業局内での資金移動についてのみ考慮した。電気事業が他の4事業に対して、また水道事業が工業用水道事業に対して貸付を行っている。貸付している事業では「資産の部」の投資に計上し、借入している事業ではそれぞれ「負債の部」の他会計借入金又は「資本の部」の他会計借入金に計上している。

また、当年度発生した利益は全額、企業債等償還積立金や利益積立金等の積立としてしているため、前年度繰越利益剰余金の残高はない。

2. 電気事業について

(1) 事業の概要

電気事業は、昭和33年に地方公営企業法が適用されて以来、水力32か所、火力1か所及び風力1か所の発電所を建設し、現在34か所の発電所を保有している。

昭和40年代までは、河川総合開発の一環として水力発電所の建設に取り組み15発電所を建設し、昭和40年代末のオイルショック以降は、石油代替エネルギーとして9発電所を建設した。平成以降、ダム直下流の減水区域について、河川環境改善のため河川維持流量の放流水や既存の逆調整池、既設発電所の水路途中の有効落差、水道水等様々な資源の有効活用を行って発電所を建設した。

一方、未利用エネルギーの有効利用として、平成8年にごみの焼却熱を利用する高浜発電所を建設したほか、吉岡風力発電所及び太陽光発電所（自家用）を建設するなど、一貫して環境に優しいエネルギー開発に取り組んでいる。

すべての水力発電所は、水系別に4か所の発電事務所で保守管理を行い、運転制御については群馬県公社総合ビル内の管理総合事務所で行っている。

群馬県は他の都道府県と比較して電気事業に力を入れており、東京電力管内の他の自治体との比較は以下のとおりである。群馬県の平成22年度の年間発電電力量は、全国合計の12.0%、関東ブロック合計の43.6%を占める規模となっている。

	最大出力(kW)	平成22年度年間 発電電力量(MWh)	営業収益(千円)
群馬県	246,552	1,024,892	7,167,680
(全国比)	(9.9%)	(12.0%)	(10.6%)
栃木県	60,630	260,460	1,995,664
東京都	36,500	155,203	925,950
神奈川県	354,689	378,668	6,157,978
山梨県	119,382	533,686	3,617,423
関ブロ計	817,753	2,352,909	19,864,695
(全国比)	(32.8%)	(27.6%)	(29.5%)
全国合計	2,496,377	8,522,708	67,349,095

(注1) 総務省ホームページ 「平成22年度地方公営企業年鑑」より

(2) 経営の状況

① 供給電力量と料金収入の推移

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
水 力	供給電力量(千 kWh)	815,081	893,901	755,648	883,534	868,024
	供給率(%)	98.7	109.8	89.2	105.4	106.7
	料金収入(千円)	5,853,745	5,989,117	5,564,705	5,715,050	5,753,336
火 力	供給電力量(千 kWh)	131,021	120,612	131,052	129,569	105,558
	供給率(%)	97.9	95.4	97.7	99.0	91.8
	料金収入(千円)	1,364,055	1,316,229	1,336,992	1,450,254	1,269,855
風 力	供給電力量(千 kWh)	221	233	204	207	204
	供給率(%)	84.8	89.5	80.7	82.0	85.5
	料金収入(千円)	2,432	3,089	2,302	2,374	2,336
合 計	供給電力量(千 kWh)	946,324	1,014,747	886,905	1,013,311	973,787
	供給率(%)	98.5	107.9	90.3	104.5	104.9
	料金収入(千円)	7,220,233	7,308,437	6,903,999	7,167,679	7,025,528

(注) 供給率は、その年度の目標供給電力量に対する供給電力量の割合を示す。

② 各発電所の供給電力量

(単位:千 kWh)

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
【水力】						
利 根 発 電 事 務 所	相俣	20,032	30,587	22,857	27,411	22,530
	相俣第二	592	663	617	729	579
	桃野	18,169	27,255	21,279	24,447	20,173
	白沢	97,442	109,068	114,622	93,300	119,913
	利南	27,878	23,046	32,500	25,538	27,757
	新利南	—	—	—	—	2,459
	奈良俣	40,753	32,363	33,418	41,876	46,819
	計	204,867	222,983	225,296	213,303	240,233
吾 妻 発 電 事 務 所	中之条	31,078	38,245	20,408	34,154	30,984
	中之条ダム	—	—	—	355	304
	四万	20,065	22,477	15,778	18,196	18,570
	日向見	3,439	3,785	2,666	4,004	3,288
	湯川	25,121	28,547	24,119	26,395	26,437

	矢倉	38,584	36,858	35,368	39,635	37,773
	広池	17,394	20,820	17,271	25,688	22,317
	熊倉	9,519	12,432	10,915	12,015	11,664
	狩宿	5,540	5,981	5,052	6,126	5,383
	狩宿第二	278	314	318	277	239
	計	151,022	169,462	131,899	166,849	156,964
坂東発電事務所	田口	34,188	33,054	27,154	30,664	33,139
	関根	46,135	45,804	37,564	44,856	44,966
	小出	48,557	47,892	39,624	50,886	50,899
	柳原	41,441	40,522	24,987	38,785	38,780
	天狗岩	1,849	1,833	1,869	1,694	1,799
	小坂子	50	580	535	538	554
	下久保	66,767	66,558	43,462	65,985	49,206
	下久保第二	1,841	1,829	1,700	1,597	1,586
	鬼石	3,637	3,619	2,638	3,591	2,868
計	244,469	241,694	179,536	238,602	223,799	
渡良瀬発電事務所	高津戸	17,633	21,075	17,625	22,786	17,029
	小平	101,991	124,353	102,337	128,139	120,132
	東	54,388	67,422	55,694	70,263	63,695
	東第二	902	1,741	1,564	1,580	1,563
	沢入	38,552	43,552	40,294	40,127	43,110
	桐生川	1,252	1,615	1,400	1,882	1,495
	計	214,721	259,760	218,916	264,779	247,026
水力計		815,081	893,901	755,648	883,534	868,024
【火力】						
高浜	高浜	131,021	120,612	131,052	129,569	105,558
	火力計	131,021	120,612	131,052	129,569	105,558
【風力】						
坂東	吉岡	221	233	204	207	204
	風力計	221	233	204	207	204
合計		946,324	1,014,747	886,905	1,013,311	973,787

(3) 各発電所の施設概要

① 水力発電

(平成24年4月1日現在)

	発電所名	所在地	運転開始	事業費 (百万円)	最大出力 (kW)	常時出力 (kW)
利根発電事務所	相俣	利根郡みなかみ町	S33. 8. 28	1, 180	7, 700	1, 200
	相俣第二	相俣	H10. 6. 16	153	120	88
	桃野	利根郡みなかみ町 上津	S33. 5. 2 (一部) S33. 8. 28 (全部)	890	6, 200	1, 300
	白沢	沼田市白沢町尾合	S39. 12. 19(一部) S40. 5. 1(全部)	2, 749	26, 600	—
	利南	沼田市上久屋町	S39. 4. 28	1, 041	5, 500	370
	新利南	沼田市上久屋町	H23. 7. 14	724	1, 000	270
	奈良俣	利根郡みなかみ町 藤原	H1. 8. 8 (一部) H2. 3. 14 (全部)	3, 633	12, 800	—
吾妻発電事務所	中之条	吾妻郡中之条町	S35. 2. 27	1, 300	10, 820	510
	中之条2号機	大字折田			180	25
	中之条ダム	吾妻郡中之条町 大字四万	H10. 7. 3	140	51	49
	四万	吾妻郡中之条町 大字四万	S36. 5. 12	664	5, 000	409
	日向見	吾妻郡中之条町 大字四万	H11. 6. 28	1, 007	1, 000	58
	湯川	吾妻郡中之条町 大字小雨	S40. 12. 9	679	8, 200	1, 300
	矢倉	吾妻郡中之条町 大字入山	S58. 10. 1	6, 196	7, 800	1, 600
	広池	吾妻郡中之条町 大字赤岩	S61. 7. 1	4, 260	4, 200	490
	熊倉	吾妻郡中之条町 大字入山	H6. 7. 14 (一部) H6. 9. 27 (全部)	3, 633	2, 900	130
	狩宿	吾妻郡長野原町 大字応桑	H8. 10. 26	1, 885	1, 200	350
	狩宿第二	吾妻郡長野原町 大字応桑	H16. 6. 18	66	61	—

坂東発電事務所	田口	前橋市田口町	S41. 4. 24	1, 558	6, 000	4, 500
	関根	前橋市関根町	S42. 5. 13 (一部) S42. 6. 9 (全部)	1, 222	7, 800	4, 500
	小出	前橋市上小出町	S42. 5. 13	1, 397	8, 400	3, 100
	柳原	前橋市大手町	S42. 5. 13 (一部) S42. 6. 9 (全部)	1, 116	7, 500	3, 000
	天狗岩	北群馬郡吉岡町 大字漆原	S57. 6. 11	459	540	—
	小坂子	前橋市小坂子町	H20. 2. 22	86	110	90
	下久保	埼玉県児玉郡 神川町大字矢納	S43. 5. 10 (一部) S43. 12. 19 (全部)	1, 582	15, 000	—
	下久保第二		H13. 6. 28	267	270	140
	鬼石	藤岡市鬼石	H14. 2. 20	762	790	40
渡良瀬発電事務所	高津戸	みどり市大間々町 高津戸	S48. 6. 30	751	5, 300	730
	小平	みどり市大間々町 小平	S51. 5. 14	8, 293	36, 200	—
	東	みどり市東町座間	S51. 5. 14	2, 435	20, 300	—
	東第二		H18. 9. 12	295	240	—
	沢入	みどり市東町沢入	S56. 4. 8	7, 168	11, 000	400
	桐生川	桐生市梅田町	S59. 6. 2	287	470	60

② 火力発電

高浜発電所は、高崎市の高浜クリーンセンターからの排出蒸気の温度を、ガスタービン発電により排出された高温ガスの熱を利用して上昇させ、高効率の蒸気タービン発電を行う、日本で最初のスーパーごみ発電所であった。しかし、平成24年9月末でガスタービンを休止し、現在では、蒸気タービンの単独運転を行っている。

事業所名	発電所名	所在地	運転開始	事業費(百万円)	最大出力(kW)
高浜発電 事務所	高浜発電所	高崎市 高浜町	H8. 11. 1	5, 887	(ガスタービン含) 25, 000
					(蒸気タービンのみ) 6, 600

③ 風力発電

吉岡風力発電所は、企業局の天狗岩発電所(水力)及び吉岡町の太陽光発電設備と一体で吉岡自然エネルギーパークを形成している。

風車形式	水平軸プロペラ式可変翼型風車
最大出力	300kW
カットイン風速	平均 3.0 m/s
定格風速	13.5 m/s
停止風速	瞬間風速 24.0m/s 以上
タワー	高さ 41.5 m
プロペラ	直径 30.0 m
運転開始	平成 11 年 4 月 1 日

④ 太陽光発電

平成 4 年度にクリーンで安全なエネルギーである太陽光発電実証試験プラントとして上武ゴルフ場太陽光電所を設置し、県営上武ゴルフ場の使用電力の一部を賅っている。また、平成 8 年度に群馬県公社総合ビル、平成 13 年度に県庁県民駐車場屋上にそれぞれ太陽光発電設備を設置し、当該施設の使用電力の一部を賅っている。

(4) 財務の状況

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
資産の部					
固定資産					
電気事業固定資産					
水力発電設備	69,810	69,957	70,244	70,675	71,499
減価償却累計額	39,613	40,629	41,840	42,801	43,733
水力発電設備計	30,197	29,327	28,404	27,873	27,766
汽力発電設備	4,486	4,424	4,398	4,398	4,454
減価償却累計額	2,032	2,239	2,446	2,654	2,861
汽力発電設備計	2,454	2,185	1,952	1,744	1,592
風力発電設備	90	90	90	90	90
減価償却累計額	28	31	34	37	41
風力発電設備計	62	59	55	52	49
業務設備	1,626	1,608	1,574	1,555	1,531
減価償却累計額	311	324	321	332	342
業務設備計	1,314	1,284	1,252	1,222	1,189
電気事業固定資産計	34,028	32,855	31,664	30,893	30,597
事業外固定資産					

事業外固定資産	2,649	2,621	2,600	2,490	2,466
減価償却累計額	387	393	399	366	366
事業外固定資産計	2,261	2,227	2,200	2,124	2,099
固定資産仮勘定					
建設仮勘定	—	—	41	561	211
建設準備勘定	503	506	506	506	519
固定資産仮勘定計	503	506	548	1,068	730
投資					
投資有価証券	—	—	—	2,911	3,930
出資金	150	150	150	150	50
長期貸付金	11,625	10,528	9,554	8,319	7,286
その他投資	0	—	—	—	—
投資計	11,775	10,678	9,704	11,381	11,267
固定資産合計	48,569	46,269	44,118	45,467	44,695
流動資産					
現金預金	20,998	22,345	24,201	22,997	23,326
未収金	606	635	609	637	619
貯蔵品	23	23	23	23	23
流動資産合計	21,628	23,003	24,834	23,657	23,969
資産合計	70,198	69,272	68,953	69,125	68,664
負債の部					
固定負債					
引当金					
退職給与引当金	999	999	1,089	1,244	1,362
修繕準備引当金（水力）	2,145	1,813	1,840	1,509	1,004
修繕準備引当金（汽力）	403	306	341	301	247
修繕準備引当金（風力）	4	5	7	3	7
濁水準備引当金	436	436	436	436	436
引当金計	3,989	3,562	3,715	3,495	3,059
固定負債合計	3,989	3,562	3,715	3,495	3,059
流動負債					
未払金	293	210	238	511	470
未払費用	1,015	837	793	817	891
預り金	16	15	17	11	13
流動負債計	1,326	1,063	1,048	1,340	1,375

負債合計	5,315	4,625	4,764	4,835	4,435
資本の部					
資本金					
自己資本金	48,744	49,451	50,104	51,156	52,101
借入資本金					
企業債	7,292	6,079	4,915	3,939	3,241
借入資本金計	7,292	6,079	4,915	3,939	3,241
資本金合計	56,037	55,530	55,020	55,095	55,342
剰余金					
資本剰余金					
受贈財産評価額	362	362	341	340	340
国庫補助金	3,259	3,257	3,281	3,476	3,510
工事費負担金	195	195	195	195	195
雑資本剰余金	1	1	1	1	1
資本剰余金合計	3,817	3,816	3,818	4,014	4,047
利益剰余金					
減債積立金	1,148	1,438	1,769	1,320	1,341
建設改良積立金	610	610	610	610	610
中小水力発電開発改良積立金	2,253	2,132	2,132	2,132	1,961
別途積立金	—	—	—	87	163
特別修繕積立金	135	135	135	135	135
当年度未処分利益剰余金	879	984	703	894	626
利益剰余金合計	5,028	5,300	5,350	5,180	4,838
剰余金合計	8,845	9,116	9,169	9,194	8,886
資本合計	64,883	64,647	64,189	64,290	64,229
負債資本合計	70,198	69,272	68,953	69,125	68,664

(注1) 無形固定資産は、それぞれ水力発電設備、汽力発電設備、風力発電設備、業務設備、事業外固定資産のそれぞれに計上されている。なお、H23年度における無形固定資産は次のとおりである。

水力発電設備……ダム使用権 157 百万円、水利権 43 百万円、電話加入権 18 百万円他
合計 233 百万円

汽力発電設備……施設利用権 146 百万円他合計 147 百万円

風力発電設備……0.1 百万円

本局……庁舎使用権 839 百万円他合計 847 百万円

事業外固定資産…庁舎使用権 935 百万円

(注2) H23年度の建設仮勘定は、ダム使用权 177 百万円、水利権 33 百万円であり、八ツ場ダムに関するものである。

(注3) H23年度の建設準備勘定は、水利権 423 百万円、温水利用権 57 百万円、ごみ処理熱利用権 35 百万円他である。

【損益計算書】

(単位：百万円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
営業収益					
販売電力料	7,220	7,308	6,903	7,167	7,025
営業雑収益	17	15	15	11	13
営業収益	7,237	7,323	6,919	7,178	7,038
営業費用					
水力発電費	3,765	3,937	3,722	3,889	4,185
汽力発電費	1,344	1,302	1,365	1,454	1,266
風力発電費	10	10	10	10	17
一般管理費	958	868	923	873	830
営業費用	6,077	6,119	6,021	6,227	6,299
営業利益	1,159	1,204	897	951	738
営業外収益					
財務収益	84	90	71	46	35
事業外収益	56	46	33	115	31
営業外収益	141	137	104	161	67
営業外費用					
財務費用	393	329	264	205	159
事業外費用	35	32	34	36	26
営業外費用	428	362	298	241	186
経常利益	872	979	703	871	619
特別利益					
固定資産売却益	—	—	—	23	4
その他特別利益	—	—	—	—	102
特別利益	—	—	—	23	106
特別損失					
その他特別損失	—	—	—	—	100
特別損失	—	—	—	—	100
当年度純利益	872	979	703	894	626
前年度繰越利益剰余金	7	5	—	—	—

当年度未処分利益剰余金	879	984	703	894	626
-------------	-----	-----	-----	-----	-----

(注1) H23 年度のその他特別利益及びその他特別損失には、(財)群馬県企業公社の解散に伴う残余財産の寄附受入による特別利益 100 百万円と出捐金の損失処理による特別損失 100 百万円が含まれている。

(5) 電気事業の使命と経営課題

電気事業の最大の使命は、電力の安全・安定供給である。その他、水資源の有効活用や地域エネルギー開発の推進、地域貢献がある。

これらの使命を遂行していくための経営課題としては、①電力の安定供給、②効率的な事業運営、③新規開発への取り組み及び④地域との関係強化が挙げられる。

- ① 電力の安定供給……発電所施設・設備の計画的な保守点検及び改良・修繕等を行う。取水及び放流の適正管理や設備効率化検討等により供給電力量の確保に努める。
- ② 効率的な事業運営……事業環境の変化にも柔軟な対応ができるよう、電力自由化や再生可能エネルギー電気固定価格買取制度の動向等の情報収集に努める。より効率性の高い経営を行うために、OBの活用や業務委託の検討を引き続き行うとともに、ITを活用した事業管理システムを導入する。
- ③ 新規開発への取り組み……地球温暖化を防止するため、再生可能でクリーンな純国産エネルギーである太陽光発電は、平成 24 年 7 月に再生可能エネルギー電気固定価格買取制度が開始されたことで、採算の見込みがたったことから、板倉ニュータウンの駅北未造成地に設置することとなった。また、全量買い取り制度や今後の技術動向が発電事業に与える影響について、情報収集に努める。
- ④ 地域との関係強化……水力発電所を建設することにより地元市町村に各種交付金が交付され、市町村では、これを地域の振興等に使用することができる。これまで蓄積してきた技術力やノウハウを積極的に活用し、技術供与を通じ市町村等を支援する。また、地域貢献のあり方について検討していく。

(6) 事業リスクとその対応

電気事業の事業リスクとしては、①河川流量変動に伴う発電量の変動、②施設の老朽化、③災害や事故、④渇水及び⑤国の制度改正が挙げられる。

これらに対する対応としては、

- ① 売電収入への影響を少なくするため、売電契約を固定料金と従量料金を組み合わせた二部料金制の契約としている。
- ② 施設・設備の計画的な保守点検及び改良・修繕等を行っている。
- ③ 機械損害共済等の損害保険に加入している。

- ④ 渇水に伴う売電収入の減少に備えて、渇水準備引当金を計上している。
- ⑤ 公営企業を取り巻く環境の変化、特に小売りの全面自由化、総括原価方式の撤廃、送配電中立化等の動きは、今後の経営にとって大きな影響を与える可能性があるものとして、情報収集が行われている。

(7) 東日本大震災の影響と今後の対応

東日本大震災後の電力ひっ迫により、平成 23 年 3 月末で休止となった高浜発電所ガスタービン発電機について、平成 23 年 7 月～平成 24 年 9 月末まで再稼働し電力の供給に貢献した。

今後も、公共の福祉の増進のため、電力の安定供給と新規開発に積極的に取り組むことにより、電力需要に貢献していくことを予定している。

3. 工業用水道事業について

(1) 事業の概要

工業用水道事業は、昭和38年に地方公営企業法が適用され、低廉豊富な工業用水を安定的に供給し、県内企業の振興発展に寄与することを目的としている。

群馬県では、渋川工業用水道及び東毛工業用水道の2箇所の工業用水道を運営しており、地域開発のための基盤整備事業として、また、環境及び国土の保全を図る地盤沈下対策事業として、重要な役割を果たしている。（群馬県企業局「平成24年度公営企業の概要」）

(2) 経営の状況

① 給水量と料金収入の推移

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
渋川工業用水道	契約水量(千 m^3)	40,018	41,434	41,434	41,434	41,548
	給水量(千 m^3)	26,018	28,925	28,644	29,732	29,950
	給水率(%)	65.0	69.8	69.1	71.8	72.1
	料金収入(千円)	504,498	526,143	525,862	526,950	528,530
東毛工業用水道	契約水量(千 m^3)	40,358	40,022	39,958	39,697	39,940
	給水量(千 m^3)	23,479	22,451	21,647	21,521	20,753
	給水率(%)	58.2	56.1	54.2	54.2	52.0
	料金収入(千円)	1,388,347	1,374,745	1,370,125	1,352,632	1,359,440
合計	契約水量(千 m^3)	80,376	81,456	81,393	81,131	81,488
	給水量(千 m^3)	49,498	51,376	50,291	51,253	50,703
	給水率(%)	61.6	63.1	61.8	63.2	62.2
	料金収入(千円)	1,892,845	1,900,888	1,895,987	1,879,582	1,887,970

② 契約料金

【渋川工業用水道】

(単位:円/ m^3 ・税抜き)

年度	S40~49	50	51~55	56~H6	7	8~11	12~18	19~(注2)
基本料金	4	6(注1)	7	9	11	12	13	12
使用料金	—							1

(注1) S50.4.1~S50.12.31:6円、S51.1.1~:7円

(注2) H19.4.1~二部料金制導入

【東毛工業用水道】

(単位：円／m³・税抜き)

年度	S53～ S55	56～ 58	59～ 61	62～H 元	2～4	5～7	8～10	11	12	13～18	19～(注)
基本料金	13	16	19	22	26	29	32	33	34	35	33
使用料金	—										2

(注) H19. 4. 1～二部料金制導入

(3) 工業用水道施設の概要

(平成24年4月1日現在)

区分	渋川工業用水道	東毛工業用水道
所在地	渋川市白井 957	太田市高林南町 1-7
事業費	当初 859,000 千円 拡張 3,262,000 千円 改築 4,020,000 千円	当初 16,320,000 千円 拡張 16,171,000 千円
建設期間	当初 昭和 38 年度～昭和 44 年度 拡張 平成 10 年度～平成 20 年度 改築 平成 元年度～平成 21 年度	当初 昭和 50 年度～平成 27 年度 拡張 昭和 62 年度～平成 27 年度
給水能力	120,000 m ³ /日	128,500 m ³ /日
水源	利根川表流水	利根川表流水 草木ダム(通年) 奈良俣ダム(冬期) ハツ場ダム(冬期) 広桃用水転用(夏期)
給水開始年月日	昭和 40 年 8 月 10 日(一部) 昭和 44 年 4 月 1 日(全部)	昭和 53 年 10 月 18 日(一部)
給水区域	前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町の各一部	伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
給水工場数	7 社 8 工場	85 社 94 工場

(4) 財務の状況

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
渋川地区	6,518	9,484	9,517	9,983	10,065
減価償却累計額	2,112	2,233	2,394	2,651	2,847

渋川地区計	4,405	7,251	7,123	7,332	7,218
東毛地区	19,020	19,631	19,692	19,798	19,902
減価償却累計額	5,873	6,249	6,627	6,769	7,140
東毛地区計	13,146	13,382	13,064	13,028	12,761
伊勢崎南地区	246	246	246	246	246
太田地区	123	123	123	123	123
板倉地区	90	90	90	90	90
伊勢崎名和地区	106	106	106	106	106
境地区	146	144	144	144	144
管理総合事務所	5	5	5	6	6
減価償却累計額	2	3	3	1	2
管理総合事務所計	2	2	1	4	3
本局	14	14	14	14	14
減価償却累計額	4	4	5	6	7
本局計	9	9	8	7	6
有形固定資産計	18,278	21,357	20,910	21,084	20,701
無形固定資産					
渋川地区	1	1	1	1	1
東毛地区	4,798	4,663	4,529	4,396	4,266
管理総合事務所	0	0	0	0	0
本局	0	0	1	0	1
無形固定資産計	4,801	4,667	4,533	4,399	4,269
建設仮勘定					
渋川地区	2,831	122	366	—	—
東毛地区	3,844	3,449	3,607	3,708	3,775
建設仮勘定計	6,675	3,572	3,973	3,708	3,775
固定資産合計	29,755	29,597	29,416	29,192	28,746
流動資産					
現金預金	1,054	888	1,214	1,518	1,720
未収金	198	174	190	168	208
流動資産合計	1,252	1,062	1,404	1,687	1,929
資産合計	31,007	30,659	30,821	30,880	30,675
負債の部					
固定負債					
他会計借入金	—	500	975	1,425	1,350

引当金					
退職給与引当金	289	310	296	296	296
修繕準備引当金	829	772	709	641	610
引当金計	1,119	1,082	1,006	938	907
固定負債合計	1,119	1,582	1,981	2,363	2,257
流動負債					
未払金	493	177	197	181	161
未払費用	0	0	0	0	0
前受金	314	—	—	—	—
預り金	0	0	0	0	0
流動負債計	808	178	198	182	162
負債合計	1,928	1,760	2,180	2,545	2,419
資本の部					
資本金					
自己資本金	1,768	2,150	2,698	3,077	3,101
借入資本金					
企業債	12,750	12,199	11,751	11,193	10,505
他会計借入金	3,444	3,076	2,707	2,339	1,970
借入資本金計	16,194	15,275	14,459	13,532	12,476
資本金合計	17,962	17,425	17,158	16,610	15,577
剰余金					
資本剰余金					
受贈財産評価額	1,801	1,799	1,799	1,804	1,804
国庫補助金	5,503	5,567	5,638	5,672	5,700
工事費負担金	2,609	2,906	2,906	2,906	2,899
その他資本剰余金	271	271	283	283	332
資本剰余金合計	10,185	10,545	10,627	10,667	10,736
利益剰余金					
減債積立金	381	548	379	23	28
利益積立金	—	—	—	452	1,003
当年度未処分利益剰余金	548	379	476	579	908
利益剰余金合計	930	927	855	1,055	1,940
剰余金合計	11,116	11,473	11,482	11,723	12,677
資本合計	29,079	28,898	28,641	28,334	28,255
負債資本合計	31,007	30,659	30,821	30,880	30,675

(注1) H23年度の無形固定資産は、ダム使用权 4,147百万円、水利権 115百万円他である。

(注2) H23年度の建設仮勘定は、ダム使用权 937百万円、原水及び浄水設備 571百万円、支払利息 384百万円、その他機械 335百万円、施設用建物 318百万円他である。

(注3) 負債に計上されている他会計借入金は、水道事業からの借入金であり、資本の部に計上されている他会計借入金は、電気事業からの借入金である。

【損益計算書】

(単位：百万円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
営業収益					
給水収益	1,892	1,900	1,895	1,896	1,902
受託工事収益	17	—	—	—	—
その他営業収益	0	0	0	0	0
営業収益	1,910	1,900	1,895	1,896	1,902
営業費用					
渋川地区事業費	305	418	345	391	398
東毛地区事業費	804	809	803	792	782
管理総合事務所	57	58	57	63	46
一般管理費	88	83	111	102	110
営業費用	1,256	1,369	1,317	1,350	1,338
営業利益	653	531	578	545	564
営業外収益					
受取利息及び配当金	3	4	2	2	1
雑収益	159	153	154	156	178
営業外収益	162	157	157	159	180
営業外費用					
支払利息及び企業債取扱手数料	265	283	266	255	239
雑支出	22	25	23	42	49
営業外費用	287	309	290	297	289
経常利益	528	379	445	407	455
特別利益					
固定資産売却益	—	—	30	—	—
過年度損益修正益	20	—	—	229	—
その他特別利益	51	—	—	—	453
特別利益	71	—	30	229	453
特別損失					

過年度損益修正損	—	—	—	57	—
その他特別損失	51	—	—	—	—
特別損失	51	—	—	57	—
当年度純利益	548	379	476	579	908
前年度繰越利益剰余金	—	—	—	—	—
当年度未処分利益剰余金	548	379	476	579	908

(注 1) H23 年度の雑収益のうち、渋川工業用水道における給水業務受託料（渋川市への給水）は 50 百万円、東毛工業用水道における施設賃貸料（井戸水の給水）は 114 百万円である。

(注 2) H23 年度の支払利息及び企業債取扱手数料のうち、企業債利息は 231 百万円である。

(注 3) 過年度損益修正益は、H19 年度は、渋川工業用水道における H17 年及び H18 年度の利益とすべき前受金の過年度修正 21 百万円他、H22 年度は、東毛工業用水道の事業所拡張事業に伴う精算において、資産の振り分けや耐用年数の見直しにより発生した過年度修正 223 百万円他である。

(注 4) H19 年度のもう一つ特別利益とその他特別損失は、渋川工業用水道における既設ポンプ撤去の減価償却費未償却相当額の損失とその負担金の入金による利益である。

(注 5) H23 年度のもう一つ特別利益は、東毛工業用水道における、基本水量の減量に伴う負担金 453 百万円である。

(注 6) H22 年度の過年度修正損は、渋川工業用水道における事務所改築工事及び上郊増強工事に伴う精算において、資産の振り分けや耐用年数の見直しにより発生した過年度修正（41 百万円及び 15 百万円）である。

（5）工業用水道事業の使命と経営課題

工業用水道事業は、産業活動の血液である工業用水を安定かつ低廉に供給することにより、地域経済の振興と活性化に寄与するものである。

工業用水の安定的な供給という使命を果たしていくためには、健全な経営の維持を前提に経済性に十分配慮した上で、計画的な施設の改良更新事業を進めていくことが求められるが、その際には事故や地震に対する安定供給機能の向上や施設更新等の給水能力の確保を図る必要がある。また、具体的な施策の実行にあたっては、受水企業の意向と期待を的確にとらえ、互いの理解と信頼のもとで、受水企業と工業用水道事業者とが一体となって事業を推進していくことが大切であり、今後とも日常の業務及び利用者協議会等を通じて、意見の交換を積極的に行っていくことが必要である。

最近の工業用水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、課題も山積している。主なものとしては、

- ① 企業の節水意識向上等による水需要鈍化への対応
- ② 個別企業の水需要の変動への対応

③ 施設の老朽化に伴う計画的な修繕事業の実施

④ 自然災害等の外部からのリスク（地震、集中豪雨、渇水、水質の変化、放射性物質等）に対する危機管理対策の必要性

等があり、工業用水道事業が将来にわたって安定的な経営を続けていくためには、これらに適切に対応していくことが喫緊の課題となっている。

①、②については、決定的な対応策はないものの、受水企業の動向を注視するとともに、関係部局との連携を強め、新規顧客の可能性を模索していく。また③、④については、施設の適正な管理により更新時期を平準化するためのアセットマネジメント計画の推進を含め、自然災害等の外部からのリスクに対応していく。

（6）事業リスクとその対応

① 企業再編や海外移転等による需要の減少について

渋川工業用水道の供給のピークは平成 17 年度契約量 113,920 m³/日（41,580 千m³/年）であったが、平成 24 年度の契約量は、113,520 m³/日（41,434 千m³/年）であり、契約量は 400 m³/日（0.35%）減少している。

東毛工業用水道の供給のピークは平成 17 年度契約量 116,510 m³/日（42,525 千m³/年）であったが、平成 24 年度の契約量は、95,285 m³/日（34,779 千m³/年）であり、契約量は 21,225 m³/日（△18.2%）減少している。

② 放射性物質を含んだ浄水発生土の処理について

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降に、工業用水道において発生した浄水発生土は、平成 24 年 7 月末までに 2,789 トンである。このうち、国が処理することになっている 8,000 ベクレルを超える指定廃棄物は、渋川工業用水道において 127 トンとなっている。処理については、8,000 ベクレル以下の最終処分を行った 378 トンを除き、指定廃棄物の 127 トン及び 8,000 ベクレル以下の残りの発生土を、現在、浄水場の仮置き場に保管している。今後、指定廃棄物以外の発生土は、平成 27 年度末までに最終処分場等での処理を目指している。

なお、当該処理費用については、東京電力(株)に対して同社が作成した「上水道・工業用水道事業に対するご請求手続きについて」に基づき損害賠償請求を行っている。

4. 水道事業について

(1) 事業の概要

水道事業は、昭和52年に地方公営企業法が適用されている。群馬県では各市町村に対して、表流水による水道水の安定した供給体制の確立、地下水利用の適正化、地盤沈下への対応、水源施設への重複投資の回避及び水道料金の平準化を目的とする広域的水道用水供給事業を行っている。

群馬県の広域的水道用水供給事業では、昭和52年度に制定された「群馬県水道整備基本構想」により県内を県央地域、東部地域、西部地域、吾妻地域及び利根地域の5地域に区分している。このうち、県央地域では、県央第一水道及び県央第二水道を、東部地域では新田山田水道と東部地域水道を運営し、各水道の水質の集中検査のために水質検査センターを運営している。

(2) 経営の状況

① 給水量と料金収入の推移

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
県央第一水道	契約水量(千 m^3)	45,190	44,994	44,994	45,066	45,190
	給水量(千 m^3)	45,036	45,067	45,032	45,026	45,163
	給水率(%)	99.7	100.2	100.1	99.9	99.9
	料金収入(千円)	2,257,962	2,253,326	2,251,581	2,252,917	2,259,231
新田山田水道	契約水量(千 m^3)	8,614	8,425	8,425	8,425	8,448
	給水量(千 m^3)	7,955	7,966	7,809	7,868	8,026
	給水率(%)	92.3	94.6	92.7	93.4	95.0
	料金収入(千円)	992,402	916,644	913,188	914,487	920,000
東部地域水道	契約水量(千 m^3)	8,503	8,754	8,921	9,172	9,198
	給水量(千 m^3)	8,540	8,754	8,895	9,169	9,198
	給水率(%)	100.4	100.0	99.7	100.0	100.0
	料金収入(千円)	999,158	962,953	981,875	1,008,891	1,011,732
県央第二水道	契約水量(千 m^3)	19,423	19,381	19,505	19,629	19,682
	給水量(千 m^3)	19,040	19,357	19,505	19,807	19,829
	給水率(%)	98.0	99.9	100.0	100.9	100.7
	料金収入(千円)	2,263,543	2,131,395	2,142,840	2,178,807	2,181,222
合計	契約水量(千 m^3)	81,730	81,554	81,845	82,293	82,518
	給水量(千 m^3)	80,571	81,144	81,241	81,870	82,216

	給水率 (%)	98.6	99.5	99.3	99.5	99.6
	料金収入 (千円)	6,513,065	6,264,318	6,289,484	6,355,102	6,372,185

② 契約料金

【県央第一水道】

(単位：円／m³・税抜き)

年度	S58・59	60・61	62・63	H元～4	5～24
基本料金	5	8	10	10	—
使用料金	33			37	50

【新田山田水道】

(単位：円／m³・税抜き)

年度	—	2～4	5～7	8～10	11～19	20～24
基本料金	—	43	—			
使用料金	—	47	99	108	117	110

【東部地域水道】

(単位：円／m³・税抜き)

年度	—	9・10	11～19	20～24
基本料金	—	—		
使用料金	—	108	117	110

【県央第二水道】

(単位：円／m³・税抜き)

年度	—	10	11～19	20～24
基本料金	—	—		
使用料金	—	108	117	110

現在は、県央第一水道が 50 円／m³、その他の 3 水道が 110 円／m³となっている。

(3) 水道施設の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分	県央第一水道	新田山田水道	東部地域水道	県央第二水道
所在地	北群馬郡榛東村大字 広馬場 411-1	みどり市大間々町桐 原 1033-1	邑楽郡千代田町大字 赤岩 333	渋川市北橋町箱田 871
総事業費	18,950,000 千円	14,457,000 千円	25,025,000 千円	60,933,000 千円
建設期間	昭和 53 年度～ 昭和 61 年 3 月	昭和 60 年度～ 平成 4 年 4 月	昭和 62 年度～ 平成 27 年度	昭和 62 年度～ 平成 27 年度
給水能力	160,000 m ³ /日	42,300 m ³ /日	40,750 m ³ /日	146,000 m ³ /日
水 源	矢木沢ダム (夏期) 群馬用水転用 (冬期)	奈良俣ダム 四万川ダム	八ツ場ダム (冬期) 広桃用水転用 (夏期)	奈良俣ダム (冬期) 八ツ場ダム (冬期)

	奈良俣ダム（冬期）			矢木沢ダム（冬期） 広桃用水転用（夏期）
給水開始 年月日	昭和 58 年 4 月（一部） 昭和 61 年 4 月（全部）	平成 2 年 4 月（一部） 平成 4 年 4 月（全部）	平成 9 年 10 月（一部） 平成 18 年 8 月（全部）	平成 10 年 6 月（一部）
給水区域	前橋市、高崎市、榛東 村、吉岡町	太田市、みどり市	太田市、館林市、板倉 町、明和町、千代田町、 大泉町、邑楽町	前橋市、桐生市、伊勢 崎市、渋川市、玉村町

（４）その他の施設の概要

① 水質検査センター

所在地	太田市新田反町町 802-1
規模	敷地面積：5,300 m ² 、建物：鉄骨平屋造 1,380 m ²
建設時期	平成 7 年度～平成 8 年度
建設費	774,000 千円
供用開始	平成 9 年 4 月 1 日

② 県央第一水道発電所

県央第一水道浄水場の浄水池と低区系の調整池の落差を利用した自家用発電所で、余剰電力を東京電力㈱に販売している。

所在地	前橋市青梨子町大字金古境 1695-1
総事業費	460,119 千円
建設時期	平成 2 年度～平成 3 年度
出力	最大 840kW 常時 580kW
使用水量	最大 1.34 m ³ /s 常時 0.87 m ³ /s
有効落差	最大 82.82m 常時 87.01m
完成年月	平成 4 年 3 月

平成 23 年度販売電力実績

送電電力量	6,057,648kWh
料金収入	58,214 千円（税抜き）

(5) 財務の状況

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産	83,905	84,088	84,267	84,695	85,087
減価償却累計額	21,576	23,373	25,464	27,566	29,455
有形固定資産計	62,329	60,714	58,802	57,129	55,631
無形固定資産	16,870	16,448	16,026	18,690	18,209
投資					
投資有価証券	—	—	—	2,987	3,465
長期貸付金	—	500	975	1,425	1,350
投資計	—	500	975	4,412	4,815
建設仮勘定	6,141	6,875	7,803	4,866	5,182
固定資産合計	85,341	84,538	83,607	85,098	83,839
流動資産					
現金預金	8,158	8,679	8,979	7,247	7,522
未収金	554	546	1,081	574	569
流動資産合計	8,713	9,226	10,060	7,822	8,091
資産合計	94,054	93,764	93,667	92,920	91,931
負債の部					
固定負債					
他会計借入金	48	36	24	12	—
引当金					
退職給与引当金	318	412	412	446	475
修繕準備引当金	2,258	2,371	2,501	2,627	2,744
引当金計	2,577	2,784	2,914	3,073	3,220
その他固定負債	2,505	2,054	1,579	956	342
固定負債合計	5,131	4,874	4,518	4,041	3,562
流動負債					
未払金	400	197	383	548	256
未払費用	1	1	0	0	0
預り金	2	0	2	1	1
流動負債計	404	199	386	550	258
負債合計	5,535	5,074	4,904	4,592	3,821

資本の部					
資本金					
自己資本金	29,535	29,860	30,382	30,894	31,532
借入資本金					
企業債	28,107	27,458	26,721	25,765	24,891
他会計借入金	2,753	2,530	2,307	2,084	1,860
借入資本金計	30,860	29,989	29,028	27,849	26,752
資本金合計	60,396	59,849	59,411	58,743	58,285
剰余金					
資本剰余金					
受贈財産評価額	0	259	259	259	259
国庫補助金	27,418	27,373	27,421	27,436	27,400
工事費負担金	52	52	52	52	52
資本剰余金合計	27,471	27,685	27,732	27,747	27,712
利益剰余金					
減債積立金	—	150	505	613	722
建設改良積立金	400	500	500	500	500
当年度未処分利益剰余金	250	505	613	722	889
利益剰余金合計	650	1,155	1,618	1,836	2,112
剰余金合計	28,122	28,840	29,351	29,584	29,824
資本合計	88,518	88,690	88,763	88,328	88,109
負債資本合計	94,054	93,764	93,667	92,920	91,931

(注1) 長期貸付金は、全額工業用水道事業への貸付である。

(注2) H23年度の建設仮勘定は、ダム使用権3,162百万円、水利権1,648百万円他である。

(注3) H23年度の無形固定資産は、ダム使用権12,806百万円、施設利用権4,344百万円、水利権1,045百万円他である。

(注4) 固定負債は、奈良俣ダムの独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金である。

【損益計算書】

(単位：百万円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
営業収益					
給水収益	6,513	6,264	6,289	6,355	6,372
その他営業収益	58	58	58	57	58
営業収益	6,571	6,323	6,348	6,412	6,430
営業費用					

県央第一地区事業費	1,019	1,120	1,032	1,078	1,095
県央第一発電事業費	31	29	28	33	30
新田山田地区事業費	677	621	632	594	557
県央第二地区事業費	1,865	1,831	1,811	1,814	1,773
東部地区事業費	878	869	868	885	884
水質検査センター事業費	138	134	133	135	136
一般管理費	333	347	389	357	358
営業費用	4,945	4,954	4,895	4,898	4,836
営業利益	1,626	1,368	1,452	1,513	1,593
営業外収益					
受取利息及び配当金	28	29	22	14	15
他会計補助金	49	32	—	—	—
雑収益	6	11	1	5	10
営業外収益	83	73	23	19	25
営業外費用					
支払利息	1,059	935	862	810	728
雑支出	4	0	—	—	2
雑損失	—	1	—	—	—
営業外費用	1,063	936	862	810	730
経常利益	646	505	613	722	889
当年度純利益	646	505	613	722	889
前年度繰越利益剰余金	△395	—	—	—	—
当年度未処分利益剰余金	250	505	613	722	889

(注1) その他営業収益は、県央第一水道発電所で発生した余剰電力を東京電力㈱に販売した金額である。

(注2) H23年度の支払利息は、企業債利息687百万円、水資源機構負担年賦金利息36百万円他である。

(6) 水道事業の使命と経営課題

水道事業に課された使命は、より「安全」な水を「安定的」に供給することである。このための経営課題として、安全な水の供給を安定的に行うための施設を有し、危機管理に努めることが必要となる。また、近年では単に「安全な水」というばかりではなく、「おいしい水」を生産することも水道事業の使命として要請されている。

このため各水道事務所では、水質を向上させるために、おいしい水の条件である残留塩素や水温等に気を配り、水源水質の保全に努めている。具体的な対応としては、東部

地域水道事務所にて太陽光による水質変化を防ぐため、ろ過池を蓋で覆い、水質検査センターでは、安全でおいしい水の供給に欠かせない水質検査のために、日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）を取得している。

安定供給の向上としては、施設の計画的更新のため、30年経過した県央第一水道について改良計画を策定するとともに、水道施設の耐震化や危機管理体制の充実を図っている。さらに、環境保全の推進として、自然エネルギーの活用や浄水発生土の有効活用も実施している。

また、経営環境の変化に伴う問題として、人口減少による給水量の伸び悩みがある。このため、いかにして満量給水とするかが今後の課題である。

